

社会福祉法人 中心の里
役員報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人『中心の里』定款第15条に規定する理事、監事及び定款第5条に規定する評議員、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員並びに苦情解決規程第5条に規定する第三者委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等に対する報酬は、支給しない。

- 2 ただし、理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準（別表1）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会並びに第三者委員会に出席した場合、監査を実施した場合、及びその他法人の業務を行うため、旅行した場合は、費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給の例により計算した額とする。ただし、前項の業務を実施するため、中心の里作業所に来所した場合の旅費は、市内居住者は、一律1,000円とする。市外在住者は、職員の旅費支給の例による。日当の額は、行程及び時間にかかわらず3,000円とする。

(職員兼務理事の特例)

第4条 理事が職員を兼ね、理事として前条第1項に規定する旅行をした場合は、この規程を適用し、職員の旅費規定は、適用しない。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部を平成27年 3月24日付にて改正する。

この規程の一部を平成29年 4月 1日付にて改正する。ただし、評議員選任・解任委員会に関する事項については、平成28年10月27日から施行する。

別 表 1

理事及び監事報酬等の基準（第2条関係）

職 名	報 酬 額
理 事 長	月額 25,000円